

特許戦略計画(仮称)と 今後の検討体制について

平成15年5月

知的財産戦略大綱からの指摘(関係部分抜粋)

2. 知的財産の保護の強化

(1) 特許審査・審判の迅速化等

特許審査の迅速化等

-) 2002年度中に、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する。2002年度以降、その実施等を通じて、審査の質を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進する。その際、より一層の効率化を図りつつ、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備、加えて、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずる。
-) 2006年度以降、世界最高レベルの迅速・的確な審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める。
-) 2002年度中に早期審査に関する制度改正の周知徹底を図りつつ、ベンチャー、中小企業、大学、さらに外国関連出願、実施関連出願についての早期審査請求の増大に対処する体制を整備する。
-) 特許等の出願手続や各種手続書類等の閲覧について、電子政府を推進する施策の一環として、2004年度末までに、インターネットでも可能とする。

(以上 経済産業省)

迅速かつ的確な特許審査の実現に向けた取組

第一段階 2003 - 5年度

審査請求件数のピークと予想される2005年度に向けて、特許戦略計画に基づき総合的な施策を講ずることで、審査待ち期間の長期化を防ぐ。

特許戦略計画(仮称):特許法等改正法案成立後速やかに特許庁が策定し公表予定

FY2003

FY2004

FY2005

FY2006

知的財産戦略大綱 実施期間
特許戦略計画(仮称)実施期間(予定)

第二段階 2006年度以降

2006年度以降には世界最高レベルの迅速・的確な審査を目指し、第一段階の対策の継続に加え、審査待ち期間の短縮化に向け、更なる対策の検討・実現について最大限努力すべく早急に検討を開始。

第一段階(2005年度まで)の取組

審査請求件数のピークと予想される2005年度に向け、
以下の総合的な施策を講ずることで、審査待ち期間の長期化を防ぐ。

出願・審査請求構造改革

・特許料金体系の見直し

- 審査に係る経費を勘案し、出願手数料と特許料を減額し、審査請求手数料を増額し、同時に特許一件当たりの総費用を軽減
→ 出願人間の費用負担の不均衡を是正し、適正な審査請求行動を促進
- 審査待ち期間に出願を取り下げた場合、審査請求手数料の半分以上を返還する制度を創設
→ 出願人の特許取得の必要性の判断・出願取下げに対する経済的インセンティブを付与し、知財管理を一層円滑化。

・企業との対話を通じた知財戦略化の促進

- 企業との対話や情報提供等を通じて、知的財産取得・管理指針の策定を促すとともに、知財管理がより量的拡大から質重視に転換されていくことを目指す。

審査処理能力の向上等

・審査体制の整備

- 審査処理の更なる促進のため、審査官大幅増員に向けて最大限の努力
- 審査官増員に併せ、先行技術調査外注を拡充するとともに、外注等審査周辺業務の更なる改善を検討
- 弁理士の任期付審査官としての採用、審査官OB、弁理士、ポスドク等の審査調査員への活用拡大

・審査業務の効率化

- PCT等外国関連出願の効率化
- 補正及び分割出願に対する効率化
- 審査着手の効率化

・的確な特許審査の維持

- 安定的な権利付与
- 創造的技術革新を促す特許審査

・国際的な権利取得の円滑化

- 各国における先行技術調査や審査の重複的業務の軽減を図るべく、日米、日欧間の審査協力を推進。

審査待ち期間の長期化を防ぐ。

(対策を講じなければ2013年には60月にも達するおそれ。)

第二段階(2006年度以降)の追加的取組

2006年度以降には世界最高レベルの迅速・的確な審査を目指し、第一段階の対策の継続に加え、審査待ち期間の短縮化に向け、更なる対策の検討・実現に最大限努力すべく早急に検討を開始。

早急に検討に着手すべき項目

- ・ **先行技術調査環境の整備**
 - 先行技術調査外注機関の新規参入の促進
 - 民間先行技術調査機関の育成
 - 審査請求前の先行技術調査（先行技術調査前置制度）の是非、それに伴う審査請求料の減額等についても併せて検討。
- ・ **権利取得に向けた多様な要請への対応**
 - PCT出願の国際調査報告の作成時に関係国内出願の審査を同時に行える制度の構築
 - 実用新案制度の見直し
- ・ **人材育成**
 - 特許知的財産関連人材の育成強化
- ・ **審査体制の更なる強化**

今後更に検討すべき項目

- ・ **米国型の情報開示申告制度の導入**
 - 米国において、出願人は自ら知っている先行技術情報を全て開示する義務を負っているため、我が国へ導入することで開示義務を強化し、企業の審査請求行動の更なる適正化を推進。
- ・ **要審査案件の内容等に応じた審査**
 - 国際出願案件や先端技術分野へ審査能力を重点的に配分することにより、メリハリの利いた審査体制を構築。
- ・ **弁理士の役割の充実**
 - 最適な審査体制の構築にあたっては、特許制度において重要な役割を果たすべき弁理士の役割の充実について検討。

2006年度以降に世界最高レベルの迅速・的確な審査を目指す。

今後の特許制度小委員会の検討体制

特許制度小委員会

職務発明規定の見直しを中心に当面議論、下記WGの審議内容については審議の進捗を見て適宜報告・審議。

医療行為WG (既存)

先端医療分野を含む医療関連行為の特許法上の取扱いに関する検討結果についてパブリックコメントを募集中。

戦略WG (新規)

中間取りまとめにおける検討項目など更なる課題について集中的に審議。

実用新案WG (新規)

実用新案の在り方について集中的に審議。